公益財団法人東京都公園協会を発注者とし＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受注者とし、発注者と受注者間において、次の条項により物品売買契約を締結する。

（総則）

第 1 条　受注者は、別紙の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の物品を表記の契約金額をもって、表記の納入期限内に、表記の納入場所において発注者に納入しなければならない。

2　受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

3　受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を納入するうえにおいて当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

（監督）

第 2 条　発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

（納品書の提出等）

第 3 条　受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める納品書を発注者に提出しなければならない。

2　受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場所を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3　受注者は、一度発注者に納入した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

（検査）

第 4 条　発注者は、前条第 1 項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、 その日から起算して 10 日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。この場合において、必要があるときは、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

2　受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3　受注者は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

4　第 1 項の検査に直接必要な費用及び検査のため、変質変形又は消耗き損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

5　発注者は、第 1 項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

（手直し又は引換え）

第 5 条　受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第 1 項の検査に合格しないときは、速やかにその不合格となった物品を引き取ったうえ、手直し又は引換えにより、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2　発注者は、受注者に対し、手直し又は引換えのための相当の期間を定めた上で前項の定める物品の納入を求めることができる。

3　受注者は、第 1 項の規定により手直し又は引換えが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第 3 条第 1 項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

（手直し等に係る検査）

第 6 条　発注者は、 前条第 3 項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。2　第 4 条の規定は、前項の検査について準用する。

（減価採用）

第 7 条　発注者は、第 4 条第 1 項又は前条第 1 項の検査（以下「検査」と総称する。）に合格しな

かった物品について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
2　前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者間で協議のうえ定めるもとする。
（所有権の移転、 引渡し及び危険負担）
第8条　物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時に、その物品は、発注者に対して引き渡されたものとする。
2　前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた物品についての損害は、発注者の負担とする。
（契約不適合責任）
第9条　受注者は、契約の目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
２　契約不適合の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号に該当する場合には、発注者は履行の追完の催告をすることなく直ちに代金の減額請求をすることができる。
①履行の追完が不能であるとき。
②受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
③契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
④前３号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
３　①前２項の規定は、発注者による契約不適合を理由とする損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
②１項の規定する履行の追完の請求及び２項規定の代金減額請求は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合はすることができないものとする。
４　発注者は、前３項の権利につき、目的物の契約不適合を知ったときから１年以内に限り行使することができる。ただし、受注者が目的物の契約不適合につき悪意または重大な過失により知らなかった時はこの限りでない。
（納入期限の延長等）
第10条　受注者は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数を詳記して発注者に納入期限の延長を願い出なければならない。
2　前項による願い出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。
3　第1項の願い出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、発注者は、受注者から遅延損害金（次項の規定により計算した額が100円未満の場合を除く。）を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることがある。
4　前項の遅延損害金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年３パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額とする。
5　第3条第2項ただし書の規定により物品が分割して納入され、又は物品の一部について検査に合格し、かつ、発注者において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において、第3項の規定により遅延損害金を徴収するときは、当該遅延損害金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。
6　第5条第2項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において、当該手直し又は引換えに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延損害

金は、納入期限の翌日から計算する。
7　第 7 条の規定により減価採用した場合において、当該減価採用に係る物品が納入期限後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延損害金は、減価採用額を基礎として計算する。
8　第 3 項から前項までの遅延損害金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
（契約内容の変更等）
第 11 条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を中止させることができる。
（事情変更による契約内容の変更）
第 12 条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。
2　前条及び前項の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。
3　前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させ、又は返還する。
（協議解除）
第 13 条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。
2　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。
(1)第 11 条の規定により、発注者が物品の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が 3 か月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
(2)第 11 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。
（契約解除）
第 14 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
(1)受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。
(2)受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
(3)受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、係員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
(4)受注者について破産の申立てがあったとき。
(5)前各号のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
(6)受注者が銀行取引を停止されたとき。
(7)前条第 2 項に定める場合のほか、受注者から契約解除の願い出があったとき。
(8)受注者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年財経庶第 922 号）
第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明したとき。
(9)受注者が自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて委託者の信用を毀損し、若しくは委託者の業務を妨害する行為を行ったとき。
2　前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、正当な理由による受注者からの願い出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。
3　第 1 項第 9 号又は第 10 号によりこの契約を解除したときは、受注者に対して、これにより被った損害の賠償を請求できるものとする。
4　第 1 項の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行われたときは、発注者は、納入期限の翌日から解除の日（願い出に基づく場合は、その願出書受理の日）までの日

数に応じ、契約金額に年 3.00 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額を徴収するものとする。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合は、これを徴収しないことがある。

（契約解除の場合における既納品の取扱い）

第 15 条　前条第 1 項の規定により契約が解除された場合において、既に納入された物品（以下「即納物品」という。）があるときは、発注者は、必要と認める既納物品の全部又は一部を、その所有とすることができる。

2　前項の規定により発注者の所有する既納物品の代価については、発注者と受注者間で協議のうえ、定めるものとする。

3　受注者は、第 1 項の規定により発注者の所有する既納物品以外のものを、発注者の指示する期間内に、受注者の負担において引き取らなければならない。

4　前条第 2 項の規定により契約保証金が発注者に帰属した場合において、第 1 項の規定により既納物品の全部又は一部を発注者の所有としたときは、発注者は、その契約保証金のうち当該既納物品の代価の 100 分の 10 に相当する額を受注者に返還するものとする。

（代金の支払）

第 16 条　受注者は、物品を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、発注者の検査に合格した後又は第 7 条第 2 項の協議が成立した後、代金を請求することができる。

2　受注者は、発注者の定める手続に従って、書面により代金を請求するものとする。

3　発注者は、前項の支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに受注者に支払わなければならない。

4　発注者は、正当な理由なく前項の期間内に代金を支払わないときは、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年 6 月 1 日法律第 120 号）に定めるところにより、受注者に対し支払金額に公正取引委員会規則が定めた率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額（100 円未満の場合を除く。）を遅延利息として支払うものとする。

（既納物品の代金の支払）

第 17 条　受注者は、第 15 条第 1 項の規定により発注者の所有とした既納物品の代金を、同条第 3 項に定める既納物品の引取り後、代金を請求することができる。

2　前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合について準用する。

（契約保証金の返還等）

第 18 条　発注者は、受注者の請求に基づき契約保証金の全部又は一部を代金の支払のときに返還する。

2　前項の規定にかかわらず、第 14 条第 1 項の規定により契約が解除された場合において、返還すべき契約保証金があるときは、発注者は、受注者の請求に基づき、その請求のあった日から起算して 30 日以内に返還する。ただし、受注者は、第 15 条第 3 項に定める既納物品の引取りの義務を履行しないときは、その履行が完了するまでの契約保証金の返還を発注者に請求することができない。

3　契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（契約保証金の納付が免除されている場合の特則）

第 19 条　受注者が、契約保証金の納付を免除されている場合において、第 14 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、その解除の理由が同条第 2 項ただし書の規定に該当する場合を除き、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額（第 15 条第 1 項の規定により既納物品の全部又は一部を発注者の所有とした場合にあっては、契約金額から既納物品の代価を控除した額の 100 分の 10 に相当する額）を違約金として発注者に納付しなければならない。

（契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合の特則）

第 20 条　第 12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条第 4 項及び第 18 条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合について準用する。この場合において、「契約保証金」とあるのは「契約保証金の納付に代えて提供された担保」と読み替えるものとする。

（相殺）
第 21 条　発注者は、この契約において受注者から取得する金額があるときは、受注者に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。
（権利の譲渡等）
第 22 条　受注者は、この契約から生ずる権利又は義務は第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
（不当介入に関する通報報告）
第 23 条　受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
2　前項の場合において、通報報告にあたっては、書面を提出するものとする。 ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
3　受注者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
4　発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。
（協議）
第 24 条　この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議のうえ定めるものとする。
　発注者と受注者とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。